

## 介護報酬改定

3

## 審議会報告をよむ

「地域包括ケア」  
厚生労働省がとりまとめた「2018年度介護報酬改定に関する審議報告」で、方針のトップに掲げているのは、防、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」をつくることだと政府は説明しているまです。

か「地域包括ケアシステム」の推進です。このシステムとは、団塊の世代（1947～49年ころ生まれ）が75歳以上になる2025年に向けて、重度の要介護状態になつても住み慣れれた地域で暮らせるよう

しかし、その最大の狙いは、安倍政権の社会保障費「自然増削減」です。これは、医療・介護の公費支出を抑制するため、医療施設に入っている中重度の要介護者（在宅ケアへの移行を促すとともに、軽度の要介護者を介護保

# 重度者介護に不安増す

険の対象から保険外の  
サービスや地域住民同  
士の助け合いの仕組み  
に押し出す体制づくり  
にあります。

の現状は深刻な人手不足と厳しい経営状況にあり、中重度者の在宅復帰は家族の介護負担をさらに重くしかねないと指摘されています。

して、「介護療養病床相当」と「老人保健施設相当以上」を設けます。

医療ニーズへの対応では、中重度の要介護者者の在宅移行促進のため、訪問看護の体制強化やたんの吸引などの医療的な対応ができる介護職員の配置強化などが打ち出されましたが。

定されていった介護療養病床と医療療養型病床の転換先となる新たな介護施設です。17年5月に成立した改定介護保険法で新設が盛り込まれました。在宅での介護が困難で長期療養が必要な要介護者に対し、医療・介護を一体的に提供すると

医師の配置が手薄になることから、「療養病床で受け入れていた医療的ケアの必要性が高い中重度の要介護者の行き場がなくなるのではないか」「職員の負担が重くなるのではないか」との懸念は残されたままです。